

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表
株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十二号）

（傍線部分は改正部分）

修正案	現行
<p>（支援決定）</p> <p>第二十五条 過大な債務を負っている事業者であつて、債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの（次に掲げる法人を除く。）は、機構に対し、再生支援の申込みをすることができる。</p> <p>一 資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数を勘案して大規模な事業者として政令で定める事業者（再生支援による事業の再生が図られなければ、当該事業者の業務のみならず地域における総合的な経済活動に著しい障害が生じ、地域経済の再建、地域の信用秩序の維持又は雇用の状況に甚大な影響を及ぼすおそれがあると主務大臣が認めるものを除く。）</p> <p>二 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社</p> <p>三 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が資本金、基金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人（国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することができるものとして政令で定める法人を除く。）</p> <p>四 前二号に掲げるもののほか、その役員に占める公益的法人等</p>	<p>（支援決定）</p> <p>第二十五条 過大な債務を負っている中堅事業者、中小企業者その他の事業者であつて、債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの（次に掲げる法人を除く。）は、機構に対し、再生支援の申込みをすることができる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p>

への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第三条第二項に規定する派遣職員又は同法第十条第二項に規定する退職派遣者の割合が政令で定める割合を超えている法人その他国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして政令で定める法人

（主務大臣）

第五十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第二十四条、第二十五条第一項第一号、第七項、第八項及び第十項、第二十八条第四項、第三十一条第二項、第三十三条第一項及び第二項、第四十五条並びに第四十六条第一項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする。

2 第四十六条第一項に規定する主務大臣の権限は、前項ただし書の規定にかかわらず、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令とする。

（主務大臣）

第五十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第二十四条、第二十五条第七項、第八項及び第十項、第二十八条第四項、第三十一条第二項、第三十三条第一項及び第二項、第四十五条並びに第四十六条第一項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする。

2 〔同上〕

3 〔同上〕